

令和4年4月13日

各所属所長 様

公立学校共済組合広島支部長

令和4年度公立学校共済組合広島支部生活習慣病予防健診事業の実施  
及び人間ドック等の申込受付の開始について（通知）

このことについて、別紙「令和4年度公立学校共済組合広島支部生活習慣病予防健診事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、生活習慣病予防健診事業を実施します。

また、実施要領中の「人間ドック」及び「器官別検診（ドックセット型）」（以下「人間ドック等」という。）の申込受付を、次のとおり開始します。

については、貴所属所の全組合員に周知いただき、該当の組合員に対して積極的に受診を勧奨してください。

併せて、手続等に遺漏のないよう配慮いただき、個人での申込みが難しい組合員に対しては支援をお願いします。

#### 1 人間ドック等の事業内容

事業内容は別紙実施要領のとおり

※ 対象者について…人間ドック等は令和4年4月1日時点で組合員資格がある場合に限ります。

現在、休暇、休職、育児休業、派遣、組合専従等の場合も、該当年齢の組合員は対象となりますので、周知をお願いします。

※ 交通費について…公立学校共済組合中国中央病院での受診者に対しては、病院の規程により交通費の一部が病院から支給されます。

#### 2 健診機関及び自己負担額等

実施要領別表3「令和4年度生活習慣病予防健診実施予定健診機関一覧表」のとおり

※ 人間ドックの自己負担額は、一般財団法人広島県教育職員互助組合の加入状況で異なります。

#### 3 申込方法等

**インターネットで申込ページにアクセスして個人で申し込んでください。**

※ 詳細は別紙操作マニュアルのとおり

**（別紙参考1「令和4年度人間ドック等申込注意事項」も御参照ください。）**

#### 4 申込期限

令和4年4月28日（木）

## 5 ホームページへの掲載

実施通知を公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載しています。

### 掲載場所

公立学校共済組合広島支部ホームページの「人間ドック」

<http://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/ningendoc/index.html>

ただし、所属所担当者用管理画面へのアクセスに必要なユーザー名、ID 及びパスワードについては掲載していません。別途郵送しますので、確認してください。

## 6 特定健康診査の受診及び特定保健指導

### (1) 特定健康診査の受診

令和4年度中に達する年齢が40歳以上75歳未満の組合員については、人間ドックと併せて特定健康診査を受診することになります。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項の規定により、特定健康診査に関する記録の写しは、公立学校共済組合（医療保険者）に提供されます。

### (2) 特定保健指導

#### ア 中国中央病院

公立学校共済組合中国中央病院での人間ドック受診者が特定保健指導の対象者に該当した場合、受診者本人に生活習慣改善の意思を確認しますので、同意していただければ、受診当日引き続き特定保健指導を利用していただくことができます。是非積極的に利用してください。

#### イ その他の健診機関

ア以外での人間ドック受診者の場合は、受診された健診機関により異なりますが、受診当日又は後日、特定保健指導を利用していただく予定です。

詳細については、後日、関係機関からお知らせいたします。

#### ウ 服務上の取扱い

特定保健指導を受けるために必要な時間（移動時間を含む。）については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年広島県条例第6号）第2条第2号の規定により、職務専念義務の免除の対象となります。

ただし、市町立学校等に勤務する組合員については、当該市町教育委員会等の定めるところによります。

## 7 その他注意事項

- (1) 別紙「(参考) 令和4年度生活習慣病予防健診に係る書類一覧表」に沿って該当者への配付をお願いします。所属所担当者においては、「担当者用」の資料を必ず確認してください。
- (2) この生活習慣病予防健診に係る事務処理に当たっては、職員のプライバシーの保護に十分留意してください。

担当 健康管理係

電話 (082)513-4956 (ダイヤルイン)

(担当者 松山, 桐山)